

2020.1.22

自治体システム標準化が目指す デジタル社会の実現

APPLIC
吉本明平

吉本明平

APPLIC 企画部担当部長
地域情報化アドバイザー



電子自治体だ!というころ(2007年ころ)

電子自治体の推進に関する懇談会オンライン利用促進WG委員

電子私書箱だ!というころ(2008年ころ)

電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会ユースケース検討
WG構成員

ワンストップだ!というころ(2009年ころ)

次世代電子行政サービス基盤等検討PT引越ワンストップサービス実現検討WG構成員

マイナンバーだ!というころ(2011年ころ)

社会保障・税に関わる番号制度情報連携基盤技術WG構成員

オープンデータだ!というころ(2014年ころ)

ASP・SaaS・クラウドコンソーシアムオープンデータ研究会委員

官民データ活用だ!というころ(現在)

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会委員

クラウドだ、標準化だ!というころ(現在)

自治体システム等標準化検討会構成員

自治体システムの標準化

スマート自治体研究会 ※ 報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口(※)減少による**労働力の供給制約**

※ 8,726万人(1995) → 6,000万人未満(2040)

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**
(参考) 商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる**重複投資**
→ **住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担**
(参考) 1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを続けた結果、世界に大きく立ち遅れ
- 世界のスピードに間に合うためには、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化**が必要
(参考) 米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る / エストニアは起業の手続きが短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「**改築方式**」でなく、
今の仕事の仕方を抜本的に見直す「**引っ越し方式**」が必要

方策

- 原則① 行政手続を**紙から電子**へ
- 原則② 行政アプリケーションを**自前調達式からサービス利用式**へ
- 原則③ 自治体もベンダも、**守りの分野から攻めの分野**へ

〔具体的方策〕

業務プロセスの標準化 / システムの標準化 / AI・RPA等のICT活用普及促進 / 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 / データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化 / セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 / 人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、**自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持**
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ **職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力**
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ **団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う**

スマート自治体を実現するための方策（1）

方策① 業務プロセスの標準化

- ✓ 人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPRを行い、最も効率性に差があるボリュームゾーンを見極めた上で、ベストプラクティスに標準化(取組例:総務省「自治体行政スマートプロジェクト事業」)
- ✓ システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる。

方策② システムの標準化

- ✓ 本報告書公表（2019年5月）後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で個別行政分野のシステムの標準仕様書を作成する取組を開始（各行政分野につき原則1年以内）。自治体クラウドは引き続き推進

(留意点)

- 標準仕様書の作成によるだけでなく、標準化されたシステムを一元的に調達・配布する方法は、全国的な巨大なベンダロックインに陥るおそれ
- 国が調達・配布したシステムでも、自治体内の他システムとの連携にカスタマイズと追加費用を要する等の理由で使っていない自治体が多数あるものも存在

- ✓ 各行政分野に取り組むが、自治体システムの中核をなす住民記録システムを最優先。自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野も優先的に取り組む。所管府省は、総務省・内閣官房IT総合戦略室と連携
- ✓ ベンダは、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載
- ✓ 自治体は、システム更新時期（5年程度）を踏まえつつ速やかに導入し、遅くとも2020年代に、各行政分野において、複数(※1)のベンダが全国的なサービス(例:LGWAN-ASPサービス)としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに(※2)利用する姿を実現(※3)

※1 ベンダ間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。

※2 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体が独自の施策を行っている場合であって、他の方法での対応が困難であるなどの事由がある場合を除く。

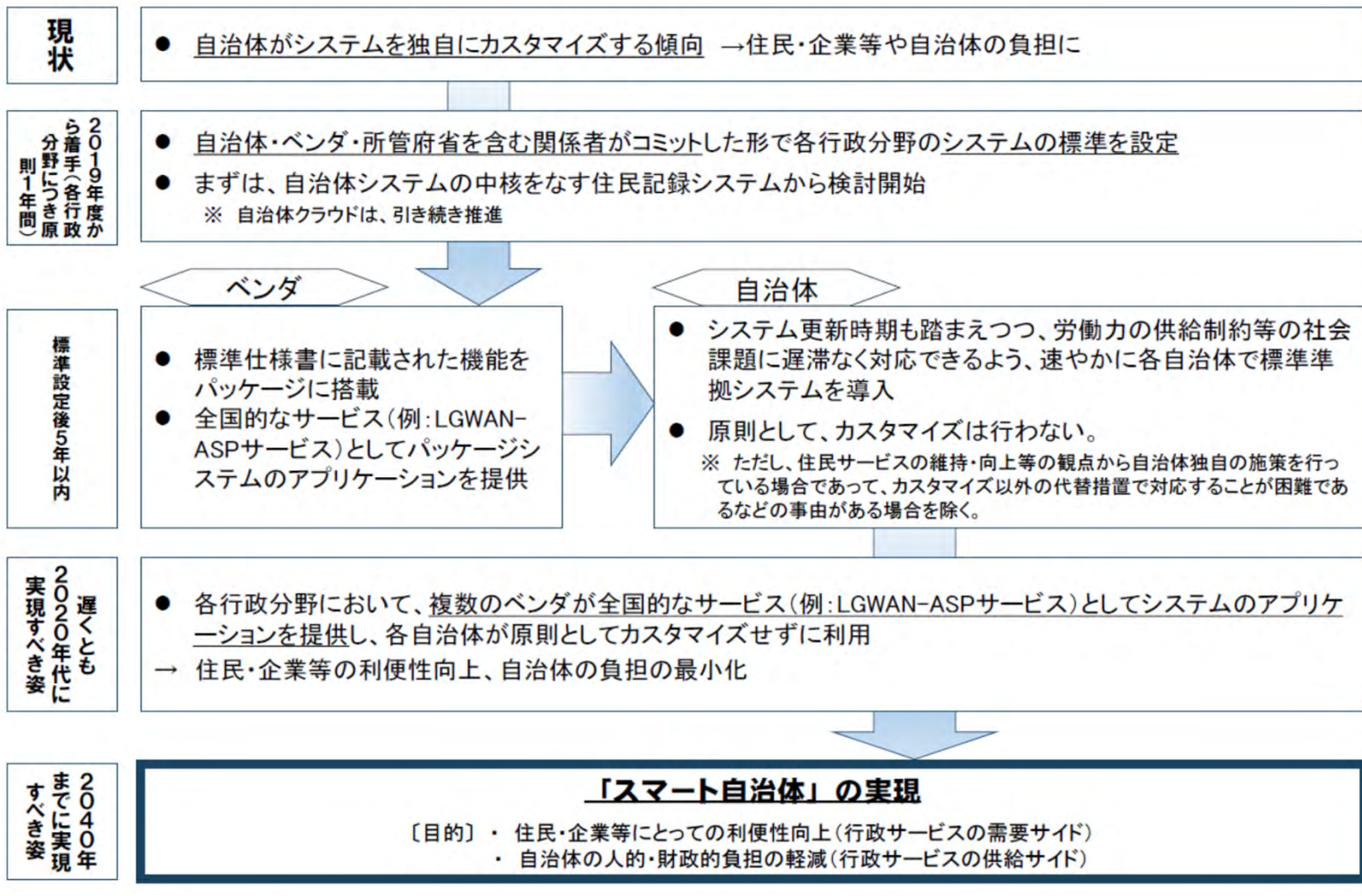
※3 既にある程度標準化が進んでいる人口規模・分野等については、標準仕様書作成のプロセスを経ずにこの姿を実現することも考えられる。

方策③ AI・RPA等のICT活用普及促進

- ✓ (a) 住民・企業等にとって利便性が向上する部分、(b) 自治体行政の課題を抱える部分、(c) 自治体を取り組みやすい部分においてAI・RPA等のICT活用を普及促進
- ✓ このうち、数値予測やニーズ予測などAI技術の活用可能性があるもの((a))は、自治体と企業、各府省が検討
- ✓ 業務量が多いなど自治体行政が課題を抱える部分((b))は、業務プロセス・システムの標準化(方策①・②)や電子化・ペーパーレス化(方策④)を通じ、AI等を安価に共同利用できる環境を整備
- ✓ 直ちに導入可能なもの((c))は、自治体は、他団体の導入事例を参考に導入。国は、全国の導入事例を周知、財政支援

自治体システム等標準化検討会

業務プロセス・システムの標準化の進め方



自治体システムデータ連携標準検討会

2. 【検討会】自治体システムデータ連携標準検討会の開催

6

- 「地域情報プラットフォーム標準仕様」は、自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。平成16年度末に構想、その後APPLICで運用し、**現在、自治体における準拠製品の導入状況は89.7% (H30.4.1現在)**。
- しかしながら、構想後15年を経て、未だ地プラの特性を理解した上でシステム構築している自治体は少ないと思われること、また、「スマート自治体研究会（地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会）」において、「これまで、『使われている』という認識できているが実態は曖昧なのではないか、データ項目が不足しているのではないか、連携方式が古いのではないか。」等の指摘が出されるなど、**課題が散見**されている。
- このため、地域情報プラットフォーム等に関し、関係者における現状認識や課題を明確化の上、仕様改定等を目標に、同標準仕様等に係る「見直し方針案」及び「仕様改定ロードマップ案」等を策定することとして、今般、総務省情報流通行政局において、新たに「**自治体システムデータ連携標準検討会**」を設置することとする。

※ 地方自治情報管理概要（H31.3.29公表(H30.4.1現在)）より。何か一つでも地プラ準拠製品を採用している自治体の割合。
平成29年度までに導入済み、30年度まで及び令和元年度までに導入予定と回答した自治体（市区町村）をカウント。

メンバー 自治体、ベンダー、有識者等25名

オブザーバ

- 自治行政局 市町村課行政経営支援室
- 自治行政局 地域政策課地域情報政策室
- 有識者

事務局

- 総務省 情報流通行政局 地方情報化推進室

スケジュール案

- 令和元年6月～〃2年3月（月1回程度を想定）

論点案

- 地域情報プラットフォーム等のデータ項目、データ項目の適合率
- 地域情報プラットフォーム等が担うべき機能
- 地域情報プラットフォーム等の更なる活用に向けた論点
- その他（見直しに係る必要経費の試算等）
等に関する課題明確化、関係者間の認識共有

- **見直し方針案**
- **仕様改定ロードマップ案**

デジタル・ガバメント実行計画 (令和元年 12 月 20 日閣議決定)

(2) 地方公共団体における業務プロセス・ 情報システムの標準化の推進

(◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

出典：デジタル・ガバメント実行計画
令和元年12月20日閣議決定

①住民記録（総務省）

すでに検討に着手している住民記録システムについては、**2020年**（令和2年）夏頃までに地方公共団体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ**標準仕様書**を作成する。

出典：デジタル・ガバメント実行計画
令和元年12月20日閣議決定

②地方税（総務省）

市町村の基幹税務システムについては、**2020年（令和2年）夏以降住民記録システム**の成果も反映し**標準仕様書の作成を進める。**

出典：デジタル・ガバメント実行計画
令和元年12月20日閣議決定

③社会保障（厚生労働省）

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは・・・（中略）・・・

住民記録システムの成果を反映し、
2020年度（令和2年度）における検討
後1年以内に標準仕様書を作成する等、
標準的なクラウドシステムへの移行に向
けた技術的作業を進める。

③社会保障（厚生労働省）

（前略）**児童扶養手当、生活保護**に係る業務支援システムについても、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、**標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。**

出典：デジタル・ガバメント実行計画
令和元年12月20日閣議決定

556 No. 23 (検索・照会／処理画面)

557 **【標準仕様書案】**

558 異動処理中の画面（検索結果一覧等の画面を含む）では、該当する異動処
559 理名称（全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全全転居、全一転居、
560 一全転居、一一転居等）が表示されること。

561 住所及び本籍について都道府県名→市町村名→大字→小字の順に一覧表よ
562 り順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。

563

出典：自治体システム等標準化検討会分科会（第6回）資料

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jichitaishisutemu_hyojunka/02gyosei04_04000126.html

994 No. 49 (証明発行／全部一部選択)

995 **【標準仕様書案】**

996 住民票の写し等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員に
997 ついて選択できること。また、形式の指定（世帯員連記式・個人票、履歴の
998 有無）、省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番
999 号）ができ、デフォルトは省略（申請者からの求めが無い限り省略）となっ
1000 ていること。外国人の場合は、国籍・地域、30条の45に規定する区分、
1001 在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称記載削除事項の省
1002 略も指定できること。

1003 世帯全員分を選択した場合は、証明書に「この写しは、世帯全員の住民票
1004 の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。

1005 一部の世帯員を選択した場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ない
1006 ことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。

1007 なお、住民票の写しの様式については、自治体システム標準化検討会が定
1008 める標準様式に準ずること。

1009 出典：自治体システム等標準化検討会分科会（第6回）資料

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jichitaishisutemu_hyojunka/02gyosei04_04000126.html

デジタル社会が迫っている

官民データ活用推進基本法

目的

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与（第1条）

基本理念（第3条 抜粋）

第1項:情報の円滑な流通の確保
第2項:自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等
第3項:官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案

第4項:安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等の確保
第5項:情報通信技術の更なる活用
第6項:官民データの適正な活用を図るための基盤整備
第7項:多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
第8項:AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

第3章 基本的施策

第10条:行政手続等のオンライン化原則
第11条:オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進
第12条:データ利活用のルール整備
第13条:マイナンバーカードの普及・活用
第14条:デジタルデバイド対策

第15条:情報システム改革・業務の見直し(BPR)
・分野横断的に連携できるプラットフォームの整備
第16条:研究開発の推進等
第17条:人材の育成及び確保
第18条:教育及び学習振興、普及啓発等

◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定（第8条）

国の官民データ活用推進基本計画

○個別施策
第10条～第18条の該当施策

◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（義務）（第9条1項）

◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（第9条3項）

地方の官民データ活用推進計画

○個別施策の5本柱
行政手続等のオンライン化原則（第10条）
オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進（第11条）
マイナンバーカードの普及・活用（第13条）
デジタルデバイド対策（第14条）
情報システム改革・業務の見直し(BPR)（第15条1項）

◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（第19条）

●地方の官民データ活用推進基本計画策定の手引

地方の官民データ活用推進計画

○個別施策の5本柱

行政手続等のオンライン化原則（第10条）

オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進（第11条）

マイナンバーカードの普及・活用（第13条）

デジタルデバイド対策（第14条）

情報システム改革・業務の見直し(BPR)（第15条1項）

デジタル手続法

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

- 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
 - ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続の**ワンストップ化**
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則の概要

別添2

経済産業省 / 公正取引委員会 / 総務省

- 『未来投資戦略2018』において、**プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備**のために、「**本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める**」旨を策定。
- これを受け、**競争政策、情報政策、消費者政策**などの知見を有する**学識経験者等からなる検討会を設置し**、デジタル・プラットフォームを取り巻く課題や対応について検討。平成30年12月12日、**検討会名義の中間論点整理を公表**。
- 中間論点整理を踏まえ、**経済産業省、公正取引委員会、総務省**において、来年から具体的措置を進めるべき重要論点を掲げた**基本原則**を平成30年12月18日に策定。今後、これに沿った**具体的措置を早急に進める**。

【基本原則の概要】

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①**社会経済に不可欠な基盤**を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する**場そのものを、設計し運営・管理**する存在である、③そのような場合は、**本質的に操作性や技術的不透明性**がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の**業法**について、見直しの要否を含めた制度面の整備について検討を進める。

3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

- ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握**を進める。
- ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む**多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設**に向けた検討を進める。
- ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、**透明性及び公正性確保の観点からの規律**の導入に向けた検討を進める。

4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した**企業結合審査**や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での**優越的地位の濫用規制**の適用等、**デジタル市場における公正かつ自由な競争**を確保するための**独占禁止法**の運用や関連する制度の在り方を検討する。

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、**イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備**等、様々な観点を考慮して検討を進める。

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた**共同規制等の柔軟な手法**も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の**域外適用**の在り方や、**実効的な適用法令の執行の仕組み**の在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

平成30年12月18日 経済産業省、公正取引委員会、総務省

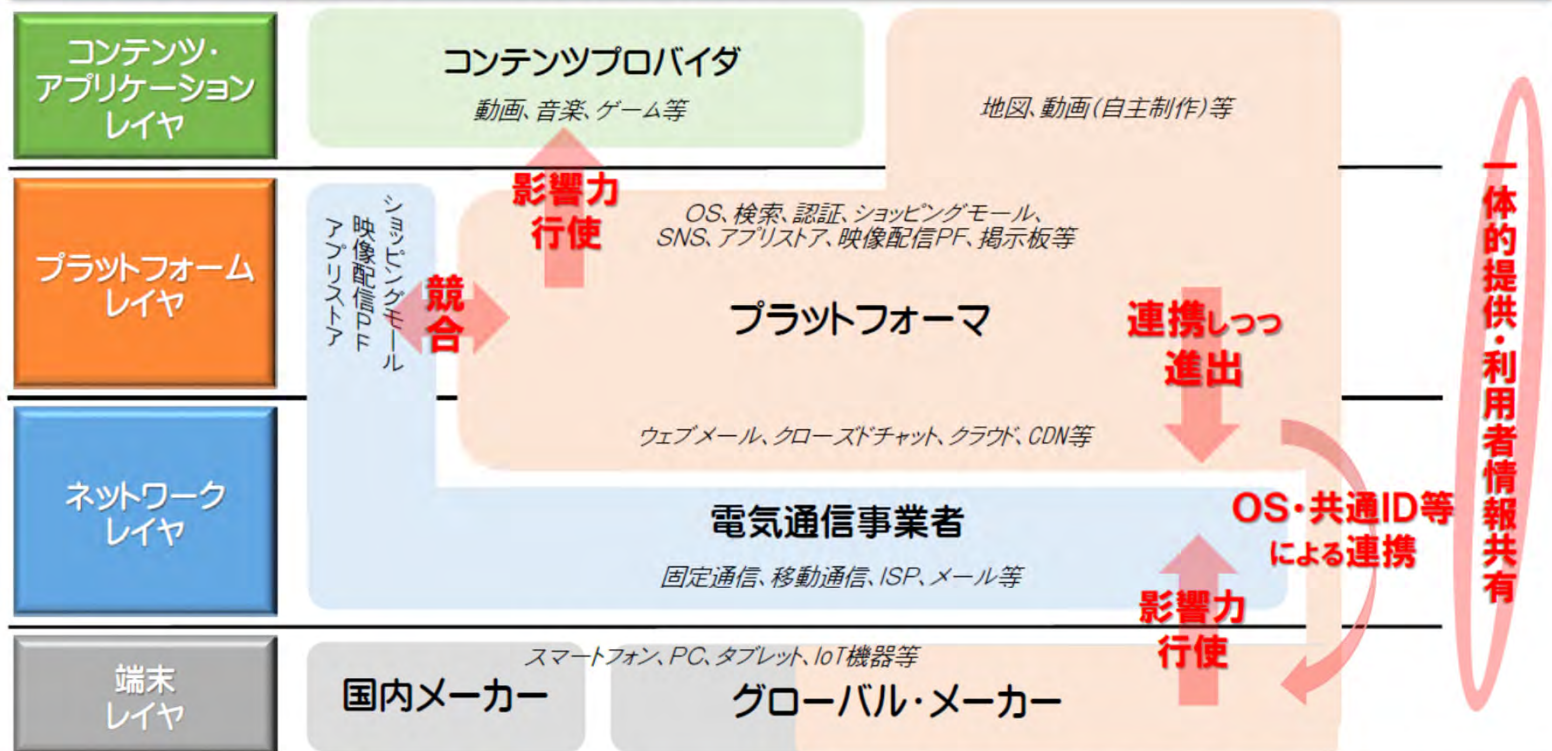
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/181218.html>

プラットフォームサービスに関する研究会

現在の電気通信事業を取り巻くレイヤ構造

9

- プラットフォームは、コンテンツ・アプリケーションレイヤやネットワークレイヤ、端末レイヤに進出。レイヤを超えた一体的な役務提供を行うなど、各レイヤへの影響力も拡大。
- ネットワークの仮想化等の進展により、ネットワーク機器の汎用化・ソフトウェアによる制御が進むと、プラットフォームレイヤのネットワークレイヤに対する影響力がさらに拡大する可能性があるほか、今後、IoT機器等の増加に伴い、IoT機器のデータ等を集約・分析するプラットフォームサービスの社会的役割は拡大すると考えられる。



大阪府、公式 F B 更新できず = 泣く泣く停止、今もトラブル

2019年09月14日07時38分

 SQUARESPACE

BEAUTIFUL TEMPLATES BUILT TO SELL

CREATE YOUR WEBSITE

大阪府の公式フェイスブック（F B）ページが6月中旬から更新できない状態が続いていたことが13日、府への取材で分かった。ページを管理していた職員のF B個人アカウントが停止したため。府は8月上旬に新しくページを作り直したが、原因不明のトラブルでアクセスできない状態が続いている。

IT相のHPが閲覧不可に = 「担当大丈夫？」の声も - 初入閣の竹本氏

府の公式F Bページは2011年7月に開設。イベント開催や行政施策などさまざまな府政情報をほぼ毎日配信し、8年間で約9000人のフォロワーを獲得した。

問題が発覚したのは今年6月12日。ページを管理していた職員個人のF Bアカウントがなんらかの理由で停止し、更新不能になった。F Bの日本法人に問い合わせたが、回答はないという。ページは閲覧できるが、同11日に更新した20カ国・地域首脳会議（G20大阪サミット）での交通規制への協力呼びかけで止まっている。

府はこのページを停止し、8月上旬に新しい公式F Bページを開設。ただ、これもアカウント停止と再開を繰り返し、現在は停止状態。府は一連の経緯を発表していなかった。

府広報広聴課の担当者は「旧F Bページにこれまでの積み重ねがあったが、復活できずに泣く泣く停止せざるを得なかった。本当に申し訳ない」と話している。

【政治記事一覧へ】 【時事ドットコムトップへ】

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019091300924>

デジタル・ガバメント

本方針において、デジタル・ガバメント
とは、サービス、プラットフォーム、ガ
バナンスといった電子行政に関する全て
のレイヤーがデジタル社会に対応した形
に変革された状態を指す。

出典：デジタル・ガバメント推進方針

平成29年5月30日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

デジタル技術がビジネスモデルを根底から変える、新しい社会が到来している。
このようなデジタル社会においては、...
「公共」のあり方も変質してきている。

出典：デジタル・ガバメント推進方針

平成29年5月30日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

デジタル社会

新たな社会 "Society 5.0"

5.0



1.0
Society 1.0 狩猟



2.0
Society 2.0 農耕



Society 3.0 工業

3.0

4.0



Society 4.0 情報

[内閣府作成]

出典:内閣府 http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

デジタル技術がビジネスモデルを
根底から変える、新しい社会が到
来している。

出典：デジタル・ガバメント推進方針

平成29年5月30日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

デジタルファースト

デジタルIDでの生活

∨

リアルでの生活



デジタルID対象の
サービスモデル（ビジネス）
エコシステム



収入を得る



乗車



料理を注文する



Uber Freight



ビジネス



トランジット



自転車



空を移動する

運転して収入を得る

多数のユーザーが利用する最大規模のネットワークで運転しましょう。

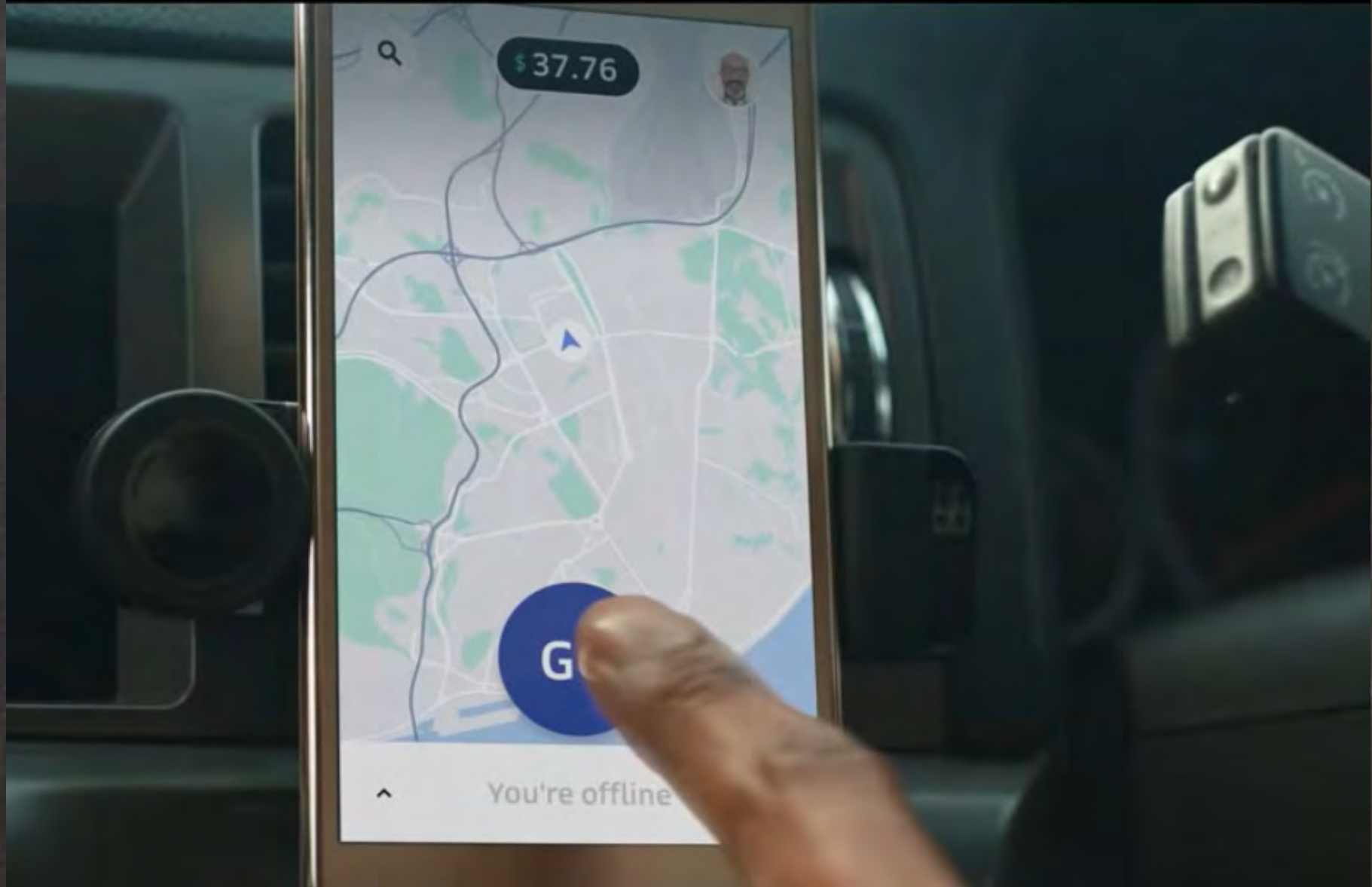
[登録して運転する](#)

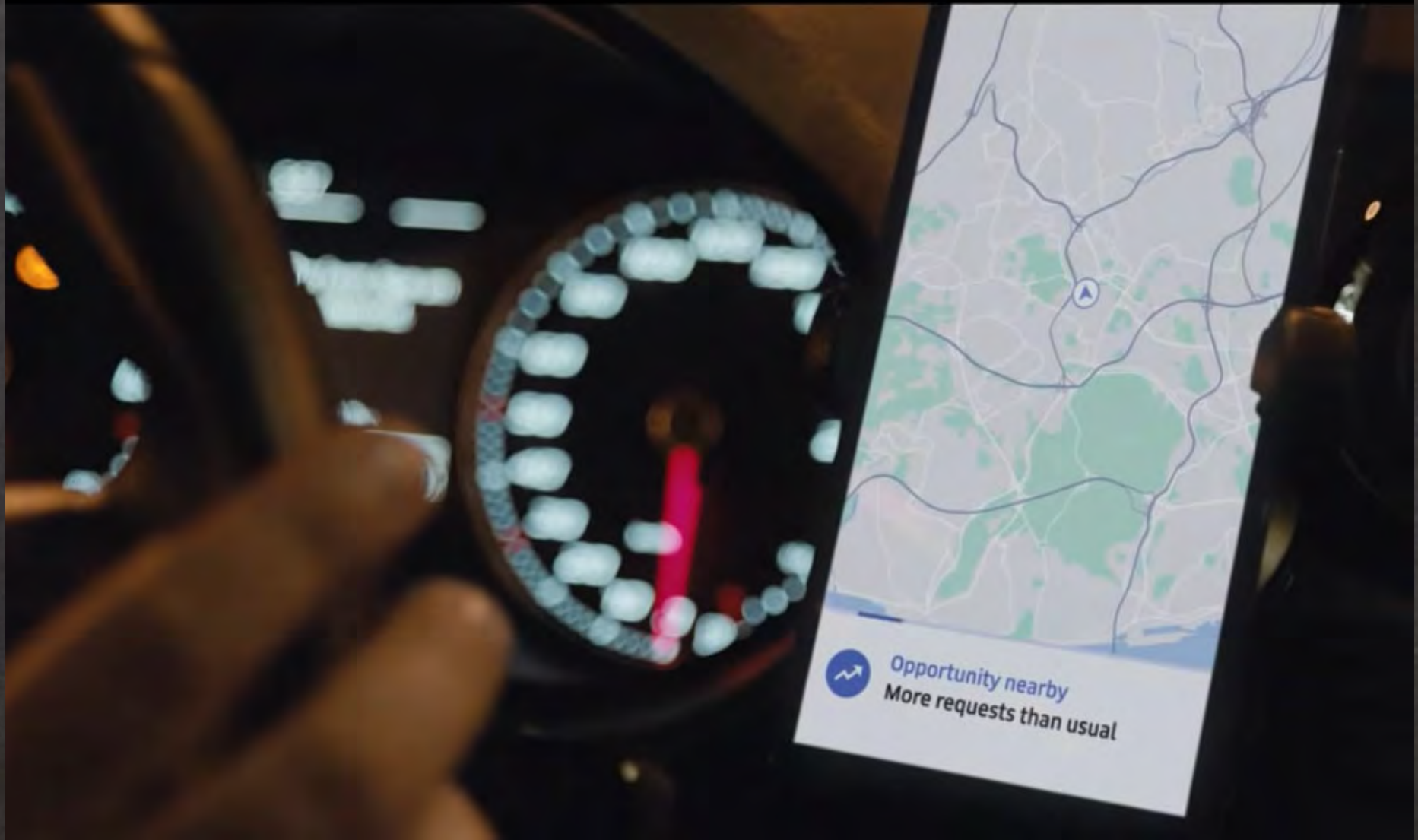
[運転と配達についての詳細はこちら](#)



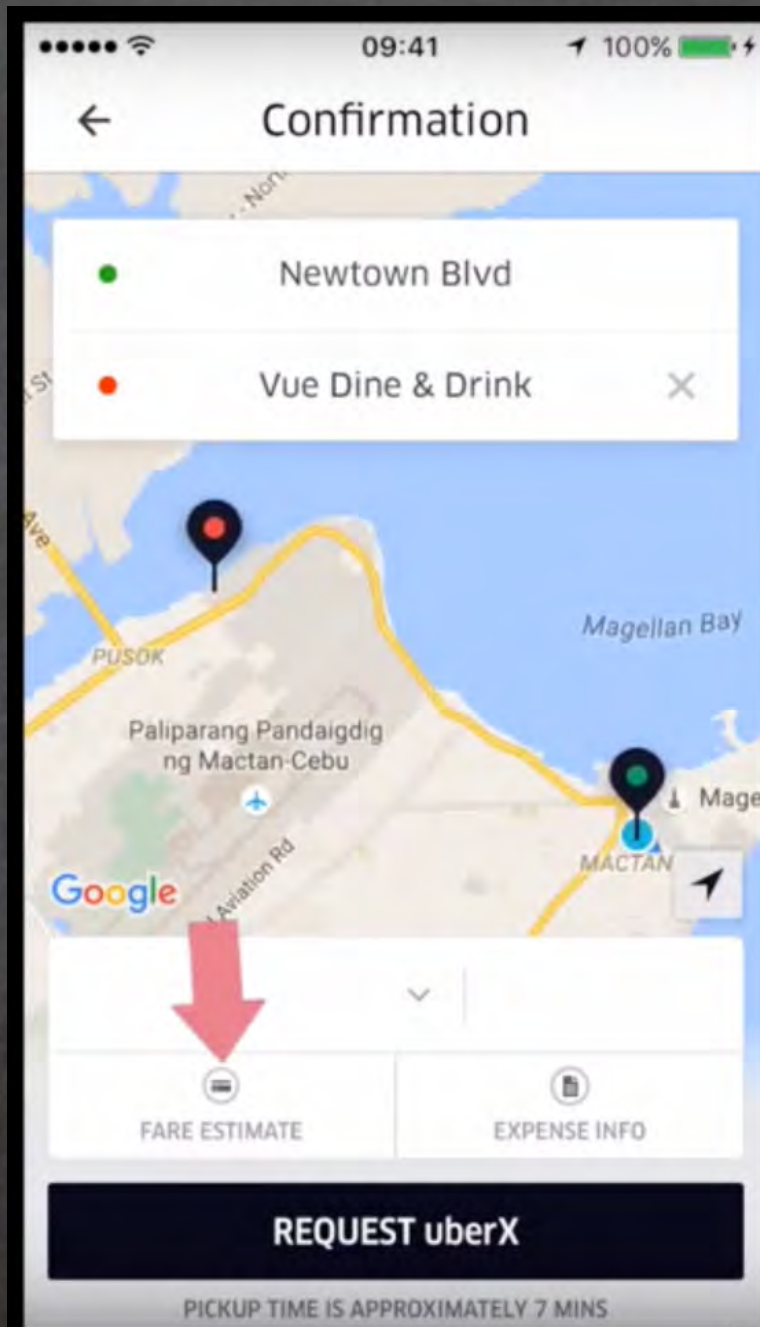
<https://www.uber.com/jp/ja/>



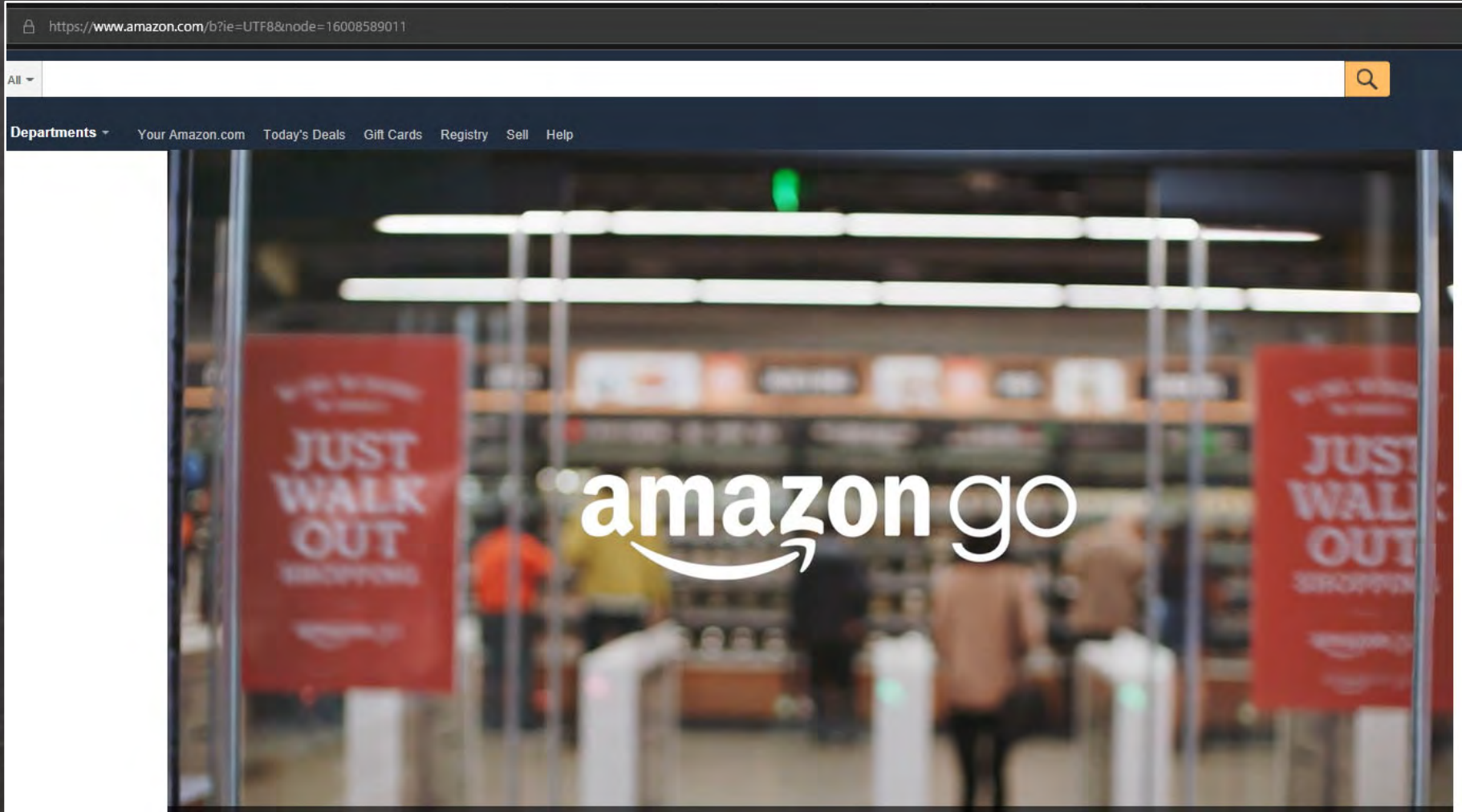










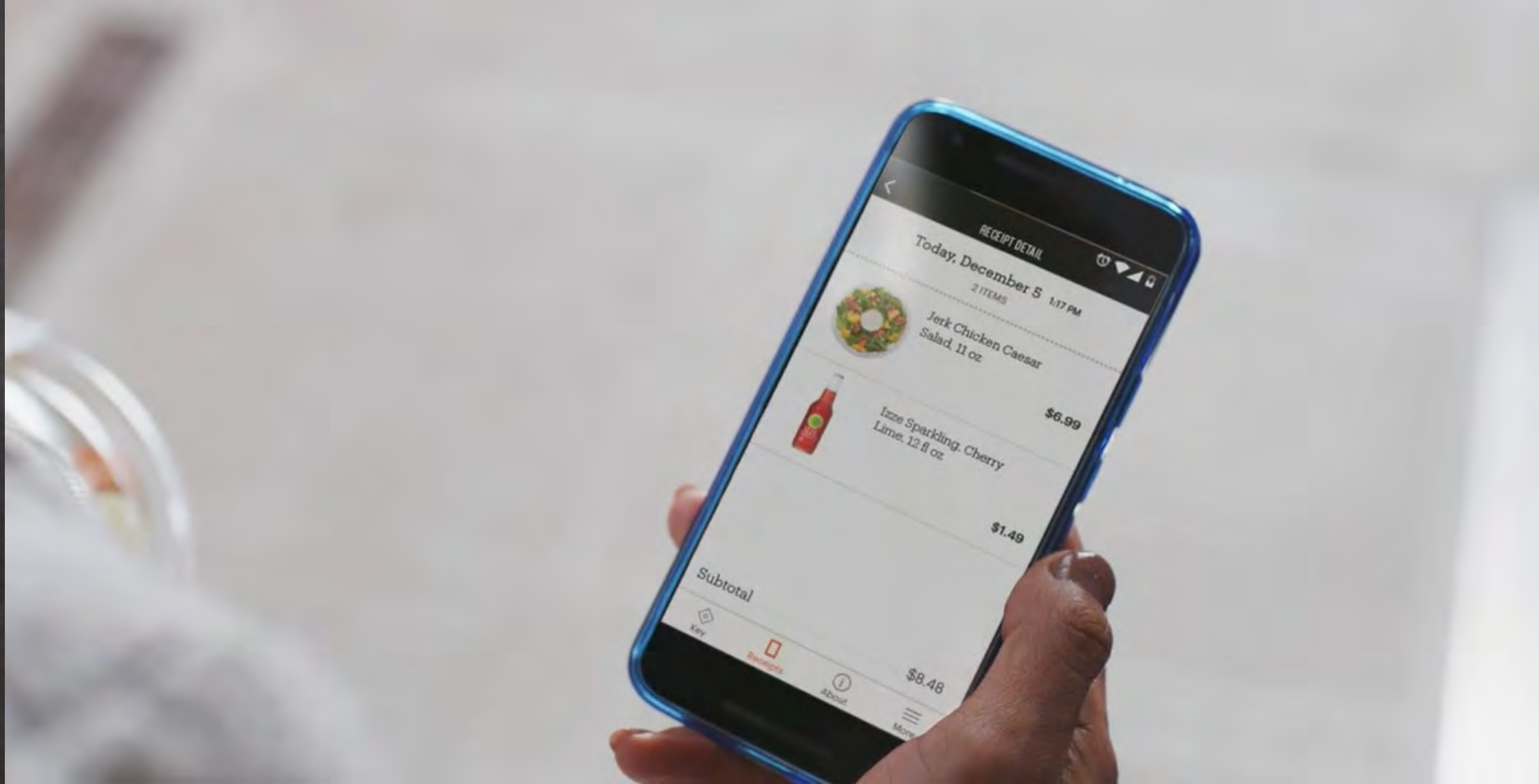


amazon go









デジタルID対象の
サービスモデル（ビジネス）
エコシステム

リアルはデジタルに
取り込まれる

O2O

Online to offline



OMO

Online Merges with Offline

新たな社会 “Society 5.0”

5.0



1.0
Society 1.0 狩猟



2.0
Society 2.0 農耕



Society 3.0 工業

3.0

4.0



Society 4.0 情報

[内閣府作成]

出典:内閣府 http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

デジタル社会では
デジタル前提の生活が基本となる

行政も対応しなければならない

すべてを自前で補うことは不可能
デジタルプラットフォームというカの下
官民の新しい協働の形が生まれる
標準化はいつそう重要となる